

○総務省告示第四十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和七年二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz-10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	432-438 J96	アマチュア J38 移動 J97 小電力業務用	国際輸送用データ伝送用並びにタイヤ空気圧モニタリ ングシステム用及びキーレス エントリシステム用とし 、国際輸送用データ伝送用 の割当ては別表9-4に、 タイヤ空気圧モニタリ ングシステム用及びキーレス エントリシステム用の割当て は別表9-14による。
[略]	[略]	無線標定 地球探査衛星 (J98 能動)	
[略]	[略]	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1-1～別表9-13 略]

別表9-14 タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリシステム用特定小電力

無線局の周波数表

433.92MHz

[別表10-1～別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz-10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	432-438 J96	移動 J97 小電力業務用	国際輸送用データ伝送用と し、割当ては別表9-4に よる。
[同左]	[同左]	[同左]	
[同左]	[同左]	[同左]	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1-1～別表9-13 同左]

[新設]

[別表10-1～別表11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]